

令和元年10月より(消費税10%引き上げに伴う0.39%の介護報酬改定)

玉井泉陽園 併設、空床型短期入所利用料金表

(各加算) ◎ 短期生活サービス提供体制加算 I (18単位)

(介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である)

◎ 短期生活処遇改善加算 (I) 総単位数の8.3%

(別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)

◎ 短期生活特定処遇改善加算 (I) 総単位数の2.7%

(別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)

◎ 地域区分6級地 10.33円

◎ 従来型個室(1日1,171円)

第4段階(課税所得 690万円以上の方)

	利用料 1日(円)	食費 (1日1,392円)	従来型個室 (1日1,171円)	合計
要介護1	2,078	1,392	1,171	¥4,641
要介護2	2,312	1,392	1,171	¥4,875
要介護3	2,553	1,392	1,171	¥5,116
要介護4	2,787	1,392	1,171	¥5,350
要介護5	3,017	1,392	1,171	¥5,580

第4段階(課税所得 380万円以上の方)

	利用料 1日(円)	食費 (1日1,392円)	従来型個室 (1日1,171円)	合計
要介護1	1,385	1,392	1,171	¥3,948
要介護2	1,541	1,392	1,171	¥4,104
要介護3	1,702	1,392	1,171	¥4,265
要介護4	1,858	1,392	1,171	¥4,421
要介護5	2,011	1,392	1,171	¥4,574

第4段階(課税所得 145万円以上の方)

	利用料 1日(円)	食費 (1日1,392円)	従来型個室 (1日1,171円)	合計
要介護1	693	1,392	1,171	¥3,256
要介護2	771	1,392	1,171	¥3,334
要介護3	851	1,392	1,171	¥3,414
要介護4	929	1,392	1,171	¥3,492
要介護5	1,006	1,392	1,171	¥3,569

第3段階

市町村民税非課税世帯で第1・2段階以外の方

	利用料 1日(円)	食費 (1日650円)	従来型個室 (1日820円)	合計
要介護1	693	650	820	¥2,163
要介護2	771	650	820	¥2,241
要介護3	851	650	820	¥2,321
要介護4	929	650	820	¥2,399
要介護5	1,006	650	820	¥2,476

第2段階

市町村民税非課税世帯に属する方で年金他収入80万以下

	利用料 1日(円)	食費 (1日390円)	従来型個室 (1日420円)	合計
要介護1	693	390	420	¥1,503
要介護2	771	390	420	¥1,581
要介護3	851	390	420	¥1,661
要介護4	929	390	420	¥1,739
要介護5	1,006	390	420	¥1,816

第1段階

市町村民税非課税世帯に属する方老齢福祉年金、生活保護受給者

	利用料 1日(円)	食費 (1日300円)	従来型個室 (1日320円)	合計
要介護1	693	300	320	¥1,313
要介護2	771	300	320	¥1,391
要介護3	851	300	320	¥1,471
要介護4	929	300	320	¥1,549
要介護5	1,006	300	320	¥1,626

食費の内訳

朝食	昼食	夕食	おやつ	1日
¥172	¥605	¥494	¥121	¥1,392

送迎加算	1回 190円(別途利用に応じて費用をご負担いただきます)
------	-------------------------------

令和元年10月より(消費税10%引き上げに伴う0.39%の介護報酬改定)

玉井泉陽園 併設、空床予防短期入所利用料金表

(各加算) ◎ 予防短期生活サービス提供体制加算 I (18単位)

(介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である)

◎ 予防短期生活処遇改善加算総単位数の8.3%

(別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)

◎ 短期生活特定処遇改善加算 (I) 総単位数の2.7%

(別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)

◎ 地域区分6級地 10.33円

◎ 従来型個室(1日1,171円)

第4段階(課税所得 690万円以上の方)

	利用料 1日(円)	食費 (1日1,392円)	従来型個室 (1日1,171円)	合計
要支援1	1,569	1,392	1,171	¥4,132
要支援2	1,937	1,392	1,171	¥4,500

第4段階(課税所得 380万円以上の方)

	利用料 1日(円)	食費 (1日1,392円)	従来型個室 (1日1,171円)	合計
要支援1	1,046	1,392	1,171	¥3,609
要支援2	1,291	1,392	1,171	¥3,854

第4段階(課税所得 145万円以上の方)

	利用料 1日(円)	食費 (1日1,392円)	従来型個室 (1日1,171円)	合計
要支援1	523	1,392	1,171	¥3,086
要支援2	646	1,392	1,171	¥3,209

第3段階

市町村民税非課税世帯で第1・2段階以外の方

	利用料 1日(円)	食費 (1日650円)	従来型個室 (1日820円)	合計
要支援1	523	650	820	¥1,993
要支援2	646	650	820	¥2,116

第2段階

市町村民税非課税世帯に属する方で年金他収入80万以下

	利用料 1日(円)	食費 (1日390円)	従来型個室 (1日420円)	合計
要支援1	523	390	420	¥1,333
要支援2	646	390	420	¥1,456

第1段階

市町村民税非課税世帯に属する方老齢福祉年金、生活保護受給者

	利用料 1日(円)	食費 (1日300円)	従来型個室 (1日320円)	合計
要支援1	523	300	320	¥1,143
要支援2	646	300	320	¥1,266

食費の内訳

朝食	昼食	夕食	おやつ	1日
¥172	¥605	¥494	¥121	¥1,392

送迎加算	1回 190円(別途利用に応じて費用をご負担いただきます)
------	-------------------------------

令和元年10月より(消費税10%引き上げに伴う0.39%の介護報酬改定)

玉井泉陽園 併設、空床型短期入所利用料金表

(各加算) ◎ 短期生活サービス提供体制加算 I (18単位)

(介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である)

◎ 短期生活処遇改善加算 (I) 総単位数の8.3%

(別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)

◎ 短期生活特定処遇改善加算 (I) 総単位数の2.7%

(別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)

◎ 地域区分6級地 10.33円

◎ 多床室(1日855円)

第4段階(課税所得 690万円以上の方)

	利用料 1日(円)	食費 (1日1,392円)	居住費 (1日855円)	合計
要介護1	2,078	1,392	855	¥4,325
要介護2	2,312	1,392	855	¥4,559
要介護3	2,548	1,392	855	¥4,795
要介護4	2,787	1,392	855	¥5,034
要介護5	3,017	1,392	855	¥5,264

第4段階(課税所得 380万円以上の方)

	利用料 1日(円)	食費 (1日1,392円)	居住費 (1日855円)	合計
要介護1	1,385	1,392	855	¥3,632
要介護2	1,541	1,392	855	¥3,788
要介護3	1,699	1,392	855	¥3,946
要介護4	2,011	1,392	855	¥4,258
要介護5	1,957	1,392	855	¥4,204

第4段階(課税所得 145万円以上の方)

	利用料 1日(円)	食費 (1日1,392円)	居住費 (1日855円)	合計
要介護1	693	1,392	855	¥2,940
要介護2	771	1,392	855	¥3,018
要介護3	851	1,392	855	¥3,098
要介護4	929	1,392	855	¥3,176
要介護5	1,006	1,392	855	¥3,253

第3段階

市町村民税非課税世帯で第1・2段階以外の方

	利用料 1日(円)	食費 (1日650円)	居住費 (1日370円)	合計
要介護1	693	650	370	¥1,713
要介護2	771	650	370	¥1,791
要介護3	851	650	370	¥1,871
要介護4	929	650	370	¥1,949
要介護5	1,006	650	370	¥2,026

第2段階

市町村民税非課税世帯に属する方で年金他収入80万以下

	利用料 1日(円)	食費 (1日390円)	居住費 (1日370円)	合計
要介護1	693	390	370	¥1,453
要介護2	771	390	370	¥1,531
要介護3	851	390	370	¥1,611
要介護4	929	390	370	¥1,689
要介護5	1,006	390	370	¥1,766

第1段階

市町村民税非課税世帯に属する方老齢福祉年金、生活保護受給者

	利用料 1日(円)	食費 (1日300円)	居住費 (1日0円)	合計
要介護1	693	300	0	¥993
要介護2	771	300	0	¥1,071
要介護3	851	300	0	¥1,151
要介護4	929	300	0	¥1,229
要介護5	1,006	300	0	¥1,306

食費の内訳

朝食	昼食	夕食	おやつ	1日
¥172	¥605	¥494	¥121	¥1,392

送迎加算	1回 190円 (別途利用に応じて費用をご負担いただきます)
------	--------------------------------

令和元年10月より(消費税10%引き上げに伴う0.39%の介護報酬改定)
玉井泉陽園 併設、空床型短期入所利用料金表

- (各加算) ◎ 予防短期生活サービス提供体制加算 I (18単位)
(介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である)
- ◎ 予防短期生活処遇改善加算 (I) 総単位数の8.3%
(別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)
- ◎ 短期生活特定処遇改善加算 (I) 総単位数の2.7%
(別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)
- ◎ 地域区分6級地 10.33円
- ◎ 多床室(1日855円)

第4段階(課税所得 690万円以上の方)

	利用料 1日(円)	食費 (1日1,392円)	居住費 (1日855円)	合計
要支援1	1,569	1,392	855	¥3,816
要支援2	1,937	1,392	855	¥4,184

第4段階(課税所得 380万円以上の方)

	利用料 1日(円)	食費 (1日1,392円)	居住費 (1日855円)	合計
要支援1	1,046	1,392	855	¥3,293
要支援2	1,291	1,392	855	¥3,538

第4段階(課税所得 145万円以上の方)

	利用料 1日(円)	食費 (1日1,392円)	居住費 (1日855円)	合計
要支援1	523	1,392	855	¥2,770
要支援2	646	1,392	855	¥2,893

第3段階

市町村民税非課税世帯で第1・2段階以外の方

	利用料 1日(円)	食費 (1日650円)	居住費 (1日370円)	合計
要支援1	523	650	370	¥1,543
要支援2	646	650	370	¥1,666

第2段階

市町村民税非課税世帯に属する方で年金他収入80万以下

	利用料 1日(円)	食費 (1日390円)	居住費 (1日370円)	合計
要支援1	523	390	370	¥1,283
要支援2	646	390	370	¥1,406

第1段階

市町村民税非課税世帯に属する方老齢福祉年金、生活保護受給者

	利用料 1日(円)	食費 (1日300円)	居住費 (1日0円)	合計
要支援1	523	300	0	¥823
要支援2	646	300	0	¥946

食費の内訳

朝食	昼食	夕食	おやつ	1日
¥172	¥605	¥494	¥121	¥1,392

送迎加算	1回 190円(別途利用に応じて費用をご負担いただきます)
------	-------------------------------